



山形県公報

平成21年1月20日(火)
第2011号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則.....(児童家庭課)...47

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....(最上総合支庁福祉課)...48  
 指定介護予防サービス事業者の指定.....(同)...同  
 土地改良区の役員の退任の届出.....(庄内総合支庁農村計画課)...同  
 土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...49  
 県営土地改良事業に係る換地処分.....(置賜総合支庁農村整備課)...同  
 建設業の許可の取消し.....(村山総合支庁北村山建設総務課)...同  
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁建設総務課)...50  
 同.....(同)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 同.....(同)...51  
 同.....(同)...同  
 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...52

### 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会1月定例会の招集.....同

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(置賜総合支庁地域支援課)...同  
 特定調達契約に係る落札者の公告.....(建設企画課)...53  
 住民監査請求に係る監査結果.....(監査委員)...同

### 正 誤

## 規 則

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第4号

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県母子保健法の施行に関する規則(昭和63年1月県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項第3号中「第314条の7」を「第314条の8」に改める。

別記様式第 4 号中 「 政府管掌健康保険・健康保険組合・船員保険・共済組合  
国民健康保険・生活保護・その他 ( ) 」 を

「 全国健康保険協会管掌健康保険・健康保険組合・船員保険  
共済組合・国民健康保険・生活保護・その他 ( ) 」 に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の備考第 1 項第 3 号の改正規定は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第 4 号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 告 示

山形県告示第58号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地      | 事業所の名称及び所在地                         | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|-------------------------------------|---------------|------------|
| 有限会社ユニオン新庄<br>新庄市金沢1835番地の83 | かめさん介護センター いこいの家<br>新庄市東谷地田町17番地の 2 | 通 所 介 護       | 平成21. 1. 7 |

山形県告示第59号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称及び所在地    | 事業所の名称及び所在地                         | 介護予防サービス<br>の種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|-------------------------------------|-----------------|------------|
| 有限会社ユニオン新庄<br>新庄市金沢1835番地の83 | かめさん介護センター いこいの家<br>新庄市東谷地田町17番地の 2 | 介護予防通所介護        | 平成21. 1. 7 |

山形県告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八沢川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 小 松 英 夫 | 鶴岡市水沢丙151番地 |
| 同        | 本 間 松 弥 | 同 菱津い117番地  |

|     |         |   |             |
|-----|---------|---|-------------|
| 同   | 宮 野 宏   | 同 | 馬町字宮ノ腰148番地 |
| 同   | 川 村 正 志 | 同 | 大荒甲87番地     |
| 監 事 | 阿 部 哲 郎 | 同 | 馬町字駒繫198番地  |
| 同   | 土 岐 五 生 | 同 | 大広丁153番地    |

## 山形県告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、庄内赤川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 小 林 善 一 | 鶴岡市菱津い161番地    |
| 同        | 伊 藤 淳   | 同 少連寺乙24番地     |
| 監 事      | 佐 藤 光 雄 | 同 大山二丁目16番地12号 |

## 山形県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営上野地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成21年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第63号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業の許可を次のとおり取り消した。

平成21年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 処分をした年月日

平成21年 1月 8 日

## 2 処分を受けた者

- (1) 商号 大貫建設株式会社
- (2) 主たる営業所の所在地 尾花沢市新町四丁目 4 番10号
- (3) 代表者の氏名 大貫 勝久
- (4) 許可番号 山形県知事許可（般 - 19）第300408号

## 3 処分の原因となった事実

大貫建設株式会社の代表取締役が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第25条第1項第14号の規定により懲役2年の刑に処せられたことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

## 山形県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年 1月20日から同年 2月 2日まで縦覧に供する。

平成21年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 玉庭時田糠野目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長          |
|--------------------|---|------|------------------|--------------|
| 米沢市窪田町矢野目字赤田892番から |   | 旧    | 15.8メートル         | メートル<br>79.0 |
| 同 字入生屋敷3638番 1 まで  |   |      | 12.4             |              |
| 同                  | 上 | 新    | 18.2メートル<br>12.4 | 同 上          |

## 山形県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年 1月20日から同年 2月 2日まで縦覧に供する。

平成21年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路 線 名 山形南陽線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長         |
|--------------------|---|------|-----------------|-------------|
| 南陽市金山字龍口2191番 5 から |   | 旧    | 13.6メートル        | メートル<br>327 |
| 同 字岩淵壺2140番 1 まで   |   |      | 7.0             |             |
| 同                  | 上 | 新    | 16.0メートル<br>7.0 | 同 上         |

## 山形県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年 1月20日から同年 2月 2日まで縦覧に供する。

平成21年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 玉庭時田糠野目線
- 2 供用開始の区間 米沢市窪田町矢野目字赤田892番から  
同 字入生屋敷3638番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 1月20日

山形県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年1月20日から同年2月2日まで縦覧に供する。

平成21年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 山形南陽線
- 2 供用開始の区間 南陽市金山字龍口2191番5から  
同 字岩淵寺2140番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 1月20日

山形県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年1月20日から同年2月2日まで縦覧に供する。

平成21年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 山形南陽線
- 2 供用開始の区間 南陽市金山字原二4173番1から  
同 字原一4191番3まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 1月20日

山形県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年1月20日から同年2月2日まで縦覧に供する。

平成21年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 升田観音寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-----------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 酒田市草津字芦巻13番13から<br>同 32番4まで | 旧    | 28.6メートル<br>?<br>6.0  | メートル<br>545 |
| 同 上                         | 新    | 29.9メートル<br>?<br>11.4 | 同 上         |

山形県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年1月20日から同年2月2日まで縦覧に供する。

平成21年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 升田観音寺線
- 2 供用開始の区間 酒田市草津字芦巻13番13から  
同 32番4まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 1月20日

## 山形県告示第71号

次の開発行為は、完了した。

平成21年1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成20年9月30日 指令村総建第5023号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市本楯三丁目165 - 3、166 - 1、167 - 1、168 - 1、169 - 1、170 - 1  
寒河江市本楯四丁目20 - 63
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
寒河江市本楯三丁目166番地の1  
白田建設株式会社

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第1号

山形県教育委員会1月定例会を次のとおり招集した。

平成21年1月20日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

- 1 招集の日時 平成21年1月22日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 教職員の人事について

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成21年1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成21年1月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人学童保育所たんぼぼクラブ
  - (2) 代表者の氏名  
鈴木 悦雄
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市城北二丁目1番52号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、米沢市街の学童に対して、主に学童保育事業に関する事業を行い、留守家族等の放課後および休校時における児童の生活環境の整備を促進し、児童の健全育成を図ることにより、地域児童福祉の向上と地域児童の安全に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県電子入札システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県土木部建設企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2175
- 3 落札者を決定した日 平成20年11月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 落札金額 4,249,350円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成20年10月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年1月20日

山形県監査委員 安 孫 子 昂 也  
山形県監査委員 濱 田 宗 一

- 第1 請求のあった日  
平成20年11月26日

第2 請求人

山形市木の実町1番27号

渡邊寛司法書士事務所気付

市民オンブズマン山形県会議 代表者 外塚 功  
同 舟越範夫

山形市東原町二丁目6番3号 佐藤欣哉

山形市南原町三丁目13番16号 外塚 功

山形市城西町三丁目12番7号 舟越範夫

山形市大字門伝4158番地 渡邊 寛

山形市城西町五丁目28番1号 遠藤健一郎

米沢市中央四丁目3番17号 高橋敬一

第3 措置請求の内容（措置請求書の原文に即して記載する。）

1 措置の要求

山形県知事が請求の趣旨に述べる県費を支出したのは、違法乃至不当であり、地方自治法252条の43の規定に基づき、山形県知事に対し、支出金員の返還請求等必要な措置を講ずるよう求める。

2 請求の趣旨（違法乃至不当な行為）

(1) 山形県議会議員に対する費用弁償

山形県知事は、別紙(1)「山形県議会平成19年度（20年）2月定例県議会・会議出席費用弁償支給額一覧」に記載した山形県議会議員44名に対して、平成20年2月15日から3月16日までの間に、山形県議会の会議に出席した場合に費用弁償として日額10,900円から19,000円支給（支給総額993万9,600円）をしているが、支出については法令上の根拠もなく、支出の合理的な理由もないもので、違法不当支出である。

(2) 山形県議会議員の前泊分の費用弁償

山形県知事は、別紙(2)「山形県議会平成19年度会議出席費用弁償のうち、平成20年1月～3月議員前泊一覧」に記載した山形県議会議員（延べ80名）に対して、平成20年1月20日から3月16日までの間に山形県議会前日の宿泊分の費用弁償として支給（支給総額155万8,560円）をしているが、支出については法令上の根

拠もなく、支出の合理的な理由もないもので、違法不当支出である。

(3) 山形県議会正副議長に対する費用弁償

山形県知事は、別紙(3)「平成19年度（平成20年1月～3月）正副議長等旅費日当」に記載した山形県議会議長及び副議長等（延べ37名）に対して、平成20年1月4日から4月1日までの間に、費用弁償として支給（支給総額23万9,321円）をしているが、支出については法令上の根拠もなく、支出の合理的な理由もないもので、違法不当支出である。

(4) 山形県議会議員に対する議案調査日の費用弁償

山形県知事は、別紙(4)「県議会2月定例議会中の議案調査日の費用弁償支給一覧」に記載した山形県議会議員（実41名）に対して、平成20年2月27日から2月29日までの間に、費用弁償として支給（支給総額136万7,200円）をしているが、支出については、法令上の根拠もなく、支出の合理的な理由もないもので、違法不当支出である。

3 請求の原因（違法不当の理由）

(1) 山形県議会議員に対する費用弁償

ア 山形県議会議員は、地方自治法203条1項、5項、「山形県特別職の職員の給与等に関する条例」第2条に基づき、月額746,000円の報酬を支給されているが、同条例第2条3項に基づき、県議会の会議に出席したときに費用弁償として日額10,900円から19,000円の支給を受けている。

イ 会議出席費用弁償支給の違法・不当性

(ア) 費用弁償の意義

県議会議員に対する日額10,900円から19,000円の支給は、地方自治法203条3項にいう「職務を行うために要する費用」にはあたらない。前記山形県の条例は法203条3項の解釈を誤ったものというべきである。

すなわち費用弁償とは、法207条にいう「実費弁償」と同じ意味であり、職務の執行に要した経費を償うために支給される金銭をいう。よって費用弁償は、実費の弁償に他ならないから、費用を要した都度、その実費を計算し、その弁償を受ける「実額方式」を採るのが建前である。

仮に、手続きの煩雑さ、経費の増大等といった「実額方式」の短所を考慮し、あらかじめ一定の事由又は場合を定め、それに該当するときに一定額を費用弁償として支給する「定額方式」を採ることが許されるとしても、それは社会通念上、実費を対象として弁償するとの費用弁償の趣旨を損なわない範囲においてのみである。しかし、本件で支給された会議出席の費用弁償は、「実費」とかけ離れたものである。

そもそも県議会議員の職務は、県議会や各委員会に出席して議案を審議し議決することにあるが、更に県議会及び各種委員会の審議・決議だけではなく、視察調査、研究研修、情報収集、議会報告や住民からの意見提供（広報・公聴）など日常的な活動もっており、そのことも当然一般の議員活動に当る。一般住民は、議員に対する報酬は、それらの職務全般に対するものとして考えているのである。

それ故に、実費とかけ離れた本件のような費用弁償の支給を受け取るのは、報酬の二重取りと言わざるを得ない。

(イ) 裁量の逸脱・濫用

費用弁償は「実費弁償」であるところ、山形県が議員の県議会の会議への出席に際して、実際に掛かる交通実費を考慮することなく、議員の既得権益という考慮すべきでない事情から、漫然と高額な支給を継続してきたことは、著しく合理性を欠き、看過しがたい瑕疵があり、裁量を逸脱・濫用した違法・不当な公金支出というべきである。

また、同条例は、法203条により山形県議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱・濫用した違法な条例である。

(2) 山形県議会議員の前泊分の費用弁償支給の違法不当理由

ア 前記条例には、県議会議員の会議出席に際しての前泊の費用弁償支給等の規定はなく、会議出席のための前泊は、条例でいう旅行にも該当しないものであり、支出についての法令上の根拠がそもそもない。

イ 県議会議員は前記のとおり、議員として職務の対価として報酬を受け取っている。それ故県議会、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会等への出席は、議員本来の職責であるから、これらの会議への出席について、報酬に加えて費用弁償することには疑問がある。すくなくとも議員には会議出席のため自宅から議会までの距離に応じて6段階の費用弁償が支給されているので、更に加えて前泊の費用弁償を支払う合理的理由は全くない。また前泊分の支出は、議員の自己申告とされ、領収書の添付も義務づけられていな



い。それ故前泊したか否かについての確認方法もない。同時に前泊として支給されている費用弁償は、会議出席の費用弁償額を上回っていることも不合理である。なお、この前泊の事実が実際にはないとすれば「カラ」支給であり、その違法性は明らかである。

(3) 山形県議会正副議長に対する費用弁償支給の違法不当理由

ア 前記条例には、県議会議長、副議長等に対する費用弁償支給等の規定はなく、また支出の合理的理由もなく違法不当である。

イ 別紙3の記載のとおり、山形市内での会合に公用車を利用して数時間参加する程度は「旅行」等には該当せず、また議員としての政治活動にすぎない活動について、議長等であるがゆえにその職に付随するものとして扱うことは不当である。よって旅費日当を支払う合理的理由は全くない。

ウ 議長、副議長らには、一般議員より多額の報酬が支払われている。それは別紙会合等への出席などの用務も勘案されているからである。

議長らの報酬に加えて旅費日当を支払うことは二重払いであり、合理的理由はない。

(4) 山形県議会議員に対する議案調査日の費用弁償支給の違法不当理由

ア 前記条例には、県議会議員に対する議案調査日の費用弁償支給等にかかる規定はなく、支出についての法令上の根拠がそもそもない。

イ 県議会議員は前記のとおり、議員として職務の対価として報酬を受け取っている。それ故県議会、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会等への出席は、議員本来の職責であるから、議案調査日の会議への出席について、報酬に加えて費用弁償することには疑問がある。

(5) 議会が、その議員の報酬を定めるのは、いわばお手盛りであり、不当に高額な報酬を定めることが懸念される。事実、山形県議会議員は、月額746,000円という県民の目から見れば、極めて高額な報酬を支給されている。更に、政務調査費や費用弁償の名目で実質的な報酬を支給されているのである。

議員が議会の会議へ出席する際に支給される日額10,900円から19,000円は、その金額からしても交通費実費を大きく超え、別紙(1)乃至(4)記載の費用弁償の支給を基礎付ける必要性・合理性を著しく欠いている。そもそも、十分な報酬及び政務調査費を得ている議員に対し費用弁償を行う必要性はないのである。

(6) 以上の趣旨について、地方自治法242条1項の住民監査請求に代えて、同252条の43に規定されている個別外部監査契約に基づく監査を求める。

個別外部監査を求める理由は、本件監査請求が、県議会の費用弁償のあり方に関わる重大なものであること、しかるに監査委員のうち県議会議員2名の監査委員は除斥されることから、残る監査委員では適正なる監査が困難と思われるからである。

(7) よって個別外部監査により、山形県知事に対して、違法不当な支出により山形県が被った損害につき、支出額相当額の返還を求めるなど損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求め、別添の事実証明書を添えて本請求に及ぶ次第である。

#### 第4 除斥

田澤伸一監査委員及び吉田明監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

#### 第5 受理

本件は、公金の支出に関する住民監査請求として、受理することとした。

#### 第6 監査の実施

##### 1 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

請求人は、「本件監査請求が、県議会の費用弁償のあり方に関わる重大なものであること、しかるに監査委員のうち県議会議員2名の監査委員は除斥されることから、残る監査委員では適正なる監査が困難と思われるからである。」として、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

しかし、平成20年2月26日に提出された山形県議会議員（以下「県議会議員」という。）の前泊や山形県議会正副議長等（以下「議長等」という。）の出張に係る費用弁償の支出の住民監査請求について、4名の監査委員のうち議会選出の2名の監査委員を除斥して、識見委員2名で適正な監査を実施し、法定期限内に監査の結果を通知していることから、監査委員による監査が困難とする請求人の主張には理由がないと判断した。

したがって、請求人が求める個別外部監査契約に基づく監査によることを相当と認めず、監査委員による監

査を行うこととした。

## 2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項に基づき、平成20年12月17日、請求人が証拠の提出及び陳述を行った。

証拠の提出及び陳述には、請求人のうち、外塚功、舟越範夫及び渡邊寛の3名が出席した。

新たな証拠の提出はなかった。

陳述において、措置請求書の補足説明があり、その要旨は次のとおりであった。

- (1) 既に、北海道、札幌市、函館市、岩手県等で議員に対する費用弁償の支給を交通実費に限定する改正をしたり、弘前市では条例自体を廃止するなど、定例会等に出席する議員に支給する費用弁償については、多くの自治体で見直しが進んでいる。

また、山形県議会においても、費用弁償の見直しの動きについて報道されている。

- (2) 費用弁償という条例による支給とは異なるが、宮城県議会の政務調査費の旅費について非常に高額な「簡便計算法」により支給してきたことに対して、去る12月1日仙台地方裁判所で、交通実費との差額を返すように判決が出された。

- (3) 現在の本県議会の費用弁償は定額支給になっているが、県内のバス運賃から見ても交通実費とかけ離れたものであり、交通実費以外、何が含まれているのか。

交通実費を支給することに反対しているのではないが、もし、日当が含まれているとしたら報酬の中に含まれていると考えるべきである。

- (4) 今回請求している「議員の前泊分の費用弁償」及び「県議会正副議長に対する費用弁償」については、前回と同じテーマだが考え直してもらいたい。

## 3 監査対象事項

監査対象は、第3の2の(1)山形県議会議員に対する費用弁償（以下「請求1」という。）同(2)山形県議会議員の前泊分の費用弁償（以下「請求2」という。）同(3)山形県議会正副議長に対する費用弁償（以下「請求3」という。）及び同(4)山形県議会議員に対する議案調査日の費用弁償（以下「請求4」という。）の支出が、違法若しくは不当な公金の支出にあたるという事項とした。

## 4 監査対象部局

監査対象部局を、県議会議員に対する費用弁償の支出事務を担当している山形県議会事務局とした。

## 5 監査の方法

請求人から提出のあった証拠の調査、監査対象部局が有する関係書類の調査、監査対象部局所属職員からの聴き取り及び関連部局への文書照会を行った。

## 第7 監査の結果

本件住民監査請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件住民監査請求のうち請求2及び請求3は、これを却下する。

本件住民監査請求のうち請求1及び請求4は、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

### 1 事実関係の確認

#### (1) 費用弁償支給の根拠について

ア 法第203条第3項で、「普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」、同条第5項で、「費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。

イ 山形県においては、上記の規定に基づき、「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月山形県条例第52号。以下「特別職給与条例」という。）」を定め、同条例第2条第2項において「議会の議員が職務のため旅行するときは、別表第4に定める費用弁償額を支給する。ただし、その職務に従事するときの費用弁償として受ける日当は、距離の遠近にかかわらず日当定額とする。」、同条例第2条第3項において、「議会の議員が議会並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に出席するときは、前項の規定にかかわらず、別表第5に定める費用弁償額を支給する。」と定められている。

別表第5の費用弁償額は、居住地から招集地までの往復の路程に応じて、日額で、10,900円、11,600円、13,400円、15,300円、17,100円、19,000円となっている。

#### (2) 都道府県の状況について

都道府県議会の議員に対する費用弁償額について、平成20年4月1日現在、47都道府県のうち、定額で支

給しているのは、本県を含め30都道府県、定額プラス交通実費で支給しているのは14府県、交通実費で支給しているのは3県である。

定額で支給している都道府県のうち、本県と気象条件、交通事情等が類似している東北各県における支給額は、居住地から招集地までの距離及び路程は様々であるが4区分から7区分され、最低3,600円から最高20,200円までの範囲で定められている。

(3) 請求1に関する確認事項

ア 県議会議員の平成20年2月15日から3月19日までの議会並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(議案調査日を除く。)への出席に係る費用弁償額は、44名に対し、総額9,998,800円支給されており、3月16日及び支給総額9,939,600円は誤った摘示である。

また、請求人が事実証明書別紙(1)において摘示している松沢洋一議員の日額13,400円、同議員への支給額214,400円及び支給額の合計欄の額9,939,600円は誤った摘示であり、それぞれ、17,100円、273,600円、9,998,800円である。

イ これらは、特別職給与条例第2条第3項に基づき別表第5に規定する費用弁償額が支給されている。

ウ 支出の事務手続きについては、原則として概算払いされ、本会議出欠確認表、各委員会会議記録等により出欠を確認し、後日精算されており、これらの事務処理は適正に行われている。

(4) 請求2に関する確認事項

ア 県議会議員の平成20年1月20日から3月16日までの議会等の前日に宿泊を必要とする場合(以下「前泊」という。)に係る費用弁償額は、延べ80名に対し、総額1,558,560円支給されている。

なお、請求人が事実証明書別紙(2)に記載した坂本貴美雄議員の発地「新庄市長沢」は誤記であり、「新庄市升形」が発地である。

イ これらは、特別職給与条例第2条第2項に基づき別表第4に規定する費用弁償額が支給されている。

ウ 支出の事務手続きについては、往復に一定程度の距離を超える県議会議員からの申し出のあったもので議長が必要と認めるものについて精算払いされており、これらの事務処理は適正に行われている。

(5) 請求3に関する確認事項

ア 議長等の平成20年1月4日から4月1日までの旅行に係る費用弁償額は、延べ37名に対し、総額239,321円支給されている。

なお、請求人が事実証明書別紙(3)に記載した、阿部信矢議員の2月15日の用務地「山形市松波」は誤記であり、「山形市山形」が用務地である。

イ これらは、特別職給与条例第2条第2項に基づき別表第4に規定する費用弁償額が支給されている。

ウ 支出の事務手続きについては、議長が必要と認めるものについて、宿泊を伴う旅行は概算払い、その他の旅行は精算払いされており、これらの事務処理は適正に行われている。

(6) 請求4に関する確認事項

ア 山形県議会平成20年2月定例会(以下「2月定例会」という。)の会期は、平成20年2月22日の開会日に、平成20年2月22日から3月19日までの27日間と議決されており、議案調査日は、2月27日から2月29日までの3日間となっている。

議案調査日の費用弁償額は、県議会議員41名に対して、総額136万7,200円支給されている。

イ これらは、特別職給与条例第2条第3項に基づき別表第5に規定する費用弁償額が支給されている。

ウ 支出の事務手続きについては、登庁確認簿により議案調査日における県議会議員の登庁の確認を行い、定例会閉会日に精算払いされており、これらの事務処理は適正に行われている。

(7) 文書照会により確認した事項

ア 総務部長に対し、特別職給与条例について、次の項目について文書照会した。

条例第2条第3項で、別表第5に定める費用弁償額を、距離別に定額としている理由と、その算出根拠について

イ 総務部長から、以下のとおり回答があった。(回答の原文に即して記載する。)

(ア) 議会等への出席にかかる費用弁償額については、平成9年度に議会から知事に対して距離に応じた日額(定額)により支給するよう改正依頼がなされ、議会の判断を尊重して条例改正を行ったもの。

a 距離別に定額としている理由

多くの都道府県議会において日額で支給していることや、事務簡素化の観点などを総合的に勘案したものの。

なお、距離区分で額が異なるのは、移動に要する経費が異なることを勘案したものの。

## b 定額の算出根拠

条例改正前において、議会等に出席する場合で宿泊しないときに支給していた日当（9,700円）に交通費を考慮して算出。

## 2 判断

## (1) 請求2及び請求3について

県議会議員の前泊分の費用弁償及び議長等に対する費用弁償の支出については、市民オンブズマン山形県会議の代表者佐藤欣哉外4名が、平成20年2月26日付けで、平成19年1月から3月の支出を対象として住民監査請求（以下「2月請求」という。）を行っている。

監査委員は、2月請求に対して、平成20年4月24日に、「違法若しくは不当な財務会計上の行為は認められず、請求人の主張には理由がない。」ものとして棄却する監査の結果を通知したところである。

本件は、2月請求の請求人5名に市民オンブズマン山形県会議の構成員1名を加えた6名による住民監査請求であり、実質的に2月請求と同一の請求人からの住民監査請求であると判断される。

また、請求2及び請求3と2月請求とは、期間は異なるものの、県議会議員の前泊分の費用弁償及び議長等に対する費用弁償の支出を違法不当支出とする、同一の財務会計上の行為を対象とする住民監査請求であると判断される。

さらに、違法不当とする理由については、2月請求と一部異なった表現があるものの、法令上の根拠がないことや、報酬の二重払いにあたることなどとしており、同じ事由であると認められる。

この点について、「法第242条第1項に定める住民監査請求については、同一住民が先の監査の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されず、また、当該監査請求が先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求である場合、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を提出したとしても、別個の監査請求として適法であるとはいえない」（昭和62年2月20日最高裁判所判決）と解されているところである。

したがって、請求2及び請求3については、同一住民が同一の財務会計上の行為について、再度、住民監査請求を行う場合にあたり、適法な住民監査請求とは認められない。

## (2) 請求1及び請求4について

## ア 請求1及び請求4に共通する事項に係る判断

普通地方公共団体の議会の議員に支給される報酬と費用弁償は、法第203条第1項と同条第3項で、それぞれ規定されており、同条第5項で「額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。

これに基づき制定された特別職給与条例は、適法と認められる。

## イ 請求1に係る判断

県議会議員に対する費用弁償の支給について、本県では、特別職給与条例第2条第3項において、県議会議員が「議会並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会」に出席するときは、別表第5で定める費用弁償額を支給することとしている。

費用弁償額は、距離別に定額とされており、距離区分で額が異なるのは、交通費について移動に要する経費が異なることを勘案したもので、交通費に所要の経費を加えた金額となっている。

また、距離別に定額としている理由は、事務簡素化の観点などを総合的に勘案したものである。

この点について、「費用弁償については、あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許されると解すべきであり、そして、この場合、いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の額をいくらとするかについては、費用弁償に関する条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられていると解するのが相当である。」（平成2年12月21日最高裁判所判決）と解されているところである。

都道府県議会の議員に対する費用弁償額を定額で支給しているのは、平成20年4月1日現在で、本県を含めて30都道府県であるが、気象条件、交通事情等が類似している東北各県と比較して、本県の費用弁償額が著しく高額とは言えない。

以上のことから、特別職給与条例で定めた費用弁償の支給事由及び額が、法第203条により本県議会に与えられた裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものとは認められず、同条例に基づき支出された費用弁償額は、違法若しくは不当な公金の支出にはあたらない。

## ウ 請求4に係る判断

2月定例会の会期は、平成20年2月22日の開会日に、平成20年2月22日から3月19日までの27日間と議決されており、議案調査日は、2月27日から2月29日までの3日間となっている。

また、県議会議員が議案調査日に登庁し議会に係る諸活動を行う場合、特別職給与条例第2条第3項に規定する議会への出席として別表第5に規定する費用弁償額を支給している。

この点については、「議会は会期中を通じて活動能力を有するから、議員は、会期中は本会議への出席のほか、議案の審査、議案の提案、請願等にかかる調査、情報収集等の諸活動を集中的に行う必要があることが認められ、このことを勘案すると、議決休会日は、上記のような議会の諸活動に対応するための日として設けられたものと解するのが相当である。そうすると、議決休会日は、本会議を開会しないというだけで、議会活動の一環として議員が議案調査等を行う会期中の期日であり、その実質は議会への出席と変わるところはないと認めることができるから、特別な費用弁償の対象日として扱うことには合理性が認められ、条例の文理解釈としても不合理とはいえない」（平成13年12月25日東京高等裁判所判決）と解されているところである。

したがって、議案調査日に費用弁償額を支給することは、特別職給与条例第2条第3項に基づく支出と認められ、違法若しくは不当な公金の支出にはあたらない。

以上から、請求1及び請求4については、請求人の主張にはいずれも理由がないものと判断する。

（付言）

監査の結果は上記のとおりであるが、本県においては、平成20年4月1日から、特別職給与条例第2条第2項に規定する議員が職務のため旅行するときに支給する費用弁償額について、日当を廃止し現地経費を支給する改正が行われている。

また、議会運営委員会の小委員会として設置された「新・山形県議会活性化検討委員会」において、議会の招集に応じた際の議員の費用弁償（応招旅費）については、情勢の変化に対応し、見直しを行うこととしており、平成20年11月26日の検討結果中間報告書の中で、その具体的な見直し内容については引き続き検討を行うこととされたところである。

現在の厳しい経済状況や社会情勢の変化などを踏まえて、速やかに見直しの検討を重ね、透明性の確保や県民に対する説明責任が果たされるよう望むものである。

（注）1 地方自治法第203条は、「地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）」により改正され、平成20年9月1日から施行されているが、請求人が費用弁償の支出の根拠として記載している条項は、住民監査請求の対象としている支出の時点に適用されていた改正前の条項であり、監査結果においても、改正前の条項を記載している。

なお、改正前の地方自治法第203条の条項と改正後の条項との対照は、以下のとおりである。

|          |          |
|----------|----------|
| （改正前）    | （改正後）    |
| 第203条第3項 | 第203条第2項 |
| 第203条第5項 | 第203条第4項 |

2 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例は、「県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」（平成19年12月21日号外県条例第65号）第2条により改正され、平成20年4月1日から施行されているが、監査結果においては、住民監査請求の対象としている支出の時点に適用されていた改正前の条項で記載している。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤    | 正    |
|------------|------------|-----|-------|------|------|
| 平成20. 4. 1 | 号外( 9 )    | 2   | 下から16 | 広報担当 | 広聴担当 |
| 同          | 同          | 同   | 下から20 | 広報担当 | 広聴担当 |

平成21年 1 月20日印刷  
平成21年 1 月20日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1 -21  
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056